

質問事項に対する回答書

件名：多気町公共施設照明設備 LED 化推進事業

No	質 問 事 項	回 答
1	無償譲渡の条件であるため、リース会社の固定資産税の納付義務は免除される認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	契約保証金は免除いただける認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	契約が途中解除となった場合、残リース料の清算は別途協議していただけますでしょうか。	事業者の責めに帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議します。
4	本契約をリース会社が受諾する（請け負う）際、建設業法その他法令に抵触する可能性のある業務を含む場合は、本仕様をもとに資格を有する第三者に発注し業務に当たらせることができるとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	「27 年末までの蛍光灯製造・輸出入禁止」に伴うリニューアル需要の急増により、事業者側の努力では如何ともしがたい事象により納期遅延が発生した場合は、協議に応じていただけますでしょうか。	天災や経済情勢の大幅な変動など、事業者の責めに帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議します。
6	事業は長期継続契約、もしくは債務負担行為のどちらにあたるかをお教えてください。	長期継続契約になります。

7	長期継続契約である場合、翌年度以降の予算が減額または削除された場合、契約変更または契約解除時に賃貸人への損害補填は可能でしょうか。また、損害補填措置が可能な場合において、その旨を契約書の条文に明記することは可能でしょうか	当該対象施設は長期使用を予定している施設であるため、契約変更、契約解除は想定しておりません。
8	社会情勢による照明器具不足が影響し、期日内に照明器具改修が出来ない可能性があります。その際のペナルティーはありますか。	ペナルティーはございません。 設置期日までの設置が困難と見込まれる状況になった場合は、設置期日及びリース始期の変更について別途協議することとします。
9	リース終了後無償譲渡であることから固定資産税は免除の認識で宜しいですか	No. 1 のとおり。
10	照明器具の設置後から賃貸借期間開始までの間については、メーカー保証により、交換等の措置を行うものとする。とありますが、不具合の原因がメーカー保証対象外の場合(衝撃が加わったことによる故障等)は協議の認識で宜しいですか	お見込みのとおりです。
11	入札保証金、契約保証金は免除の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	犯罪収益移転防止法の対象となる契約のため、ご担当者様の本人確認書類確認にご協力頂けますか。	提示させていただきます。
13	本事業の施工役割は、建設業法第3 条第1項の規定の事業規模から推察し「特定建設業」の許可を受けた事業者に限るとの認識でよろしいでしょうか?	お見込みのとおりです。

14	別紙3プロポーザル審査基準の事業者選定の「近隣、地元事業者の活用」の「近隣」の具体的な定義(市町村)を開示願います。	具体的には定義しておりませんが、近接する松阪市、多気郡、度会郡等の市町になります。
15	別紙3プロポーザル審査基準の事業者選定の「近隣、地元事業者の活用」にて「多気町」と「近隣」にて配点が異なりますか?異なる場合は、その配点についても開示願います。	「近隣、地元事業者の活用」につきましては、地域経済の活性化や迅速な対応体制の確保等を勘案し、総合的に評価したうえで配点を設定しております。
16	別紙3プロポーザル審査基準の事業者選定の「近隣、地元事業者の活用」にて地元事業者は、応募の構成員以外(施工下請けなど)も対象と見込んでよろしいでしょうか?	お見込みのとおりです。